

## 公益財団法人輻射科学研究会奨励賞選奨規程

平成 22 年 12 月 10 日制定

公益財団法人輻射科学研究会における「輻射科学研究会奨励賞」の選定は、本規程によって行う。

- (1) 本会定款第 4 条 4 項に基づき、広く輻射科学の発達に寄与する人材の育成を目的として、輻射科学に関する優れた研究者の表彰を行う。
- (2) 本賞は、「輻射科学研究会奨励賞」と称する。
- (3) 輻射科学研究会奨励賞を選定するため、輻射科学研究会奨励賞選奨委員会を設置する。
- (4) 委員長を 1 名、委員を若干名とする。
- (5) 委員長および委員は、輻射科学に関する十分な学識経験のあるものから毎年 1 回代表理事が選任し、委嘱する。ただし、下記の者を除く。また候補者と利害関係を有する委員は当該候補者の審査から除外する。
  - イ 本会理事、評議員、監事
  - ロ イ項に掲げる者の配偶者又は 3 親等内の親族ならびにイ項に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ハ イ項に掲げる者の使用人
  - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、イ項に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
  - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
  - ヘ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (6) 本賞の授賞候補者は、過去 2 年以内に本会例会において研究発表を行った学生、もしくは発表時に 40 歳未満の若手研究者とし、授賞者は毎年 1～2 名程度とする。
- (7) 本賞は賞状および賞金とする。受賞者は例会において表彰する。賞金は授賞 1 件につき 1 万円とする。

### 付則

本規程の改訂は、理事会の承認を得るものとする。

本規程は、輻射科学研究会のホームページで公開する。

本規程は、この法人の移行登記日から施行する。